

◎佐賀県条例第22号

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和30年佐賀県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例で「県立学校職員」とは、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の校長、教員、事務職員、技術職員及びその他の職員をいい、「市町立学校県費負担教職員」とは、市町立の中学校及び小学校の校長、教員、事務職員及び技術職員（学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設の学校栄養職員を含む。）に限る。）をいう。</p> <p>(定数)</p> <p><b>第3条</b> 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 県立学校職員 <u>3,266人</u></p> <p>(2) 市町立学校県費負担教職員 <u>5,621人</u></p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例で「県立学校職員」とは、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の校長、教員、事務職員、技術職員及びその他の職員をいい、「市町立学校県費負担教職員」とは、市町立の中学校、<u>小学校及び義務教育学校</u>の校長、教員、事務職員及び技術職員（学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設の学校栄養職員を含む。）に限る。）をいう。</p> <p>(定数)</p> <p><b>第3条</b> 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 県立学校職員 <u>3,269人</u></p> <p>(2) 市町立学校県費負担教職員 <u>5,671人</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。